第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

△

（立入検査の証明書）

第十四条　法第十五条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

1・2　（略）

3‖1　法附則第十四条の国土交通省令で定める資産は、経営安定基金及び経営安定基金評価差額金（純資産の部に計上される経営安定基金の評価差額をいう。）とする。

別記様式（第十四条関係）

（表）

9センチメートル

5.5センチメートル

第　　号
官職
氏名

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第15条第２項の規定による

検　査　員　証

年　月　日発　行
年　月　日限り有効

国土交通大臣　　印

（裏）

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律抜粋

第15条　国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第20条　第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

○

（立入検査の証明書）

第十四条　法第十四条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

1・2　（略）

（新設）

別記様式（第十四条関係）

（表）

9センチメートル

5.5センチメートル

第　　号
官職
氏名

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第14条第２項の規定による

検　査　員　証

年　月　日発　行
年　月　日限り有効

国土交通大臣　　印

（裏）

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律抜すい

第14条　国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第19条　第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。